

寒川町選挙管理委員会告示第14号

平成29年2月19日執行の寒川町議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

平成29年2月14日

寒川町選挙管理委員会  
委員長 小島 信男